

令和2年7月8日

保護者 様

大阪市立十三中学校長

## 非常変災時の措置について（お知らせ）

盛夏の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動にご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、さて、今後大阪市において午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、臨時休業措置としますので、ご協力をお願いいたします。

### 記

1. 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。またはJR大阪環状線、大阪メトロの両方が全面運休している場合。  
※「大雨洪水警報」の発表では、臨時休業となりません。  
※警報や注意報は、大阪府を5つの地域に細分化して発表されていますので、大阪市に関する情報にご注意ください。
2. 中学校にあつては、所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
3. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
4. 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。  
※生徒の登校後に上記の状況が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。